

議案第65号

北上市職員定数条例の一部を改正する条例

北上市職員定数条例（平成3年北上市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係） 北上市職員定数		別表（第3条関係） 北上市職員定数	
区分	定数	区分	定数
市長部局の職員	<u>400人</u>	市長部局の職員	<u>535人</u>
[略]		[略]	
教育委員会所属の職員	<u>220人</u>	教育委員会所属の職員	<u>88人</u>
[略]		[略]	
公営企業の職員	<u>20人</u>	公営企業の職員	<u>17人</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年12月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

総合計画を着実に実行するための行政組織の再編に伴い、所要の改正をしようとするものである。